訪問入浴サービス Terme 重要事項説明書

(指定訪問入浴介護事業)

1 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名	称	訪問入浴サービスTerme
所 在	地	京都府京丹後市久美浜町湊宮467番地の60
事業所番	号	2672400062
サービス提供地	地域	京都府京丹後市久美浜町及び網野町木津・浜詰

(2) 職員の体制 (職員配置は指定基準を遵守しています)

職種	員数
管理者	1名 (兼務)
看護職員	1名以上(兼務)
介護職員	2名以上(兼務、1名は常勤で配置)

(3) 営業日

月曜日 ~ 金曜日 午前10時から午後5時

(4) 休業日

年末年始 12月31日から翌年1月3日まで

2 提供するサービス内容

(1) 訪問入浴介護

ご契約者のご家庭に訪問入浴車で訪問し入浴サービスを提供します。全身入浴が困難な方には、体を拭く(清拭)や足浴(部分浴)等を行います。

- (2) サービス内容については以下のとおりです。
 - ① 衣類の着脱に関する介助
 - ② 洗髪、洗体及び洗顔
 - ③ 入浴、清拭等の介助
 - ④ その他、入浴の実施に必要な業務
 - ⑤ 入浴、清拭等に関する相談、助言

3 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

お支払いいただく料金は、原則としてお持ちの負担割合証に記載の割合が基準となります。表に記載しております金額は、1割負担の場合の金額となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用等は全額自己負担となります。

<訪問入浴サービス基本利用料>

	1回	2回	3回	4回	
自己負担額	1,266 円	2,532 円	3, 798 円	5,064 円	
*体調等の事情により清拭、部分浴の場合は上記基本料金の90%の金額となります。					

<訪問入浴サービス加算額>	※事業	(新の体制により該当項目が変わります。	
名 称	料金等	備考	
初回加算	200	・初回利用月に1回算定	
認知症専門ケア加算(I)	3	ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上 イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 ア 認知症専門ケア加算(I)のイ・エの要件を満たすこと イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の 100 分の 20 以上 ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門 的な認知症ケアを実施した場合 エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全 体の認知症ケアの指導等を実施 オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を 作成し、研修を実施又は実施を予定	
看取り連携体制加算	64	 ○ 利用者基準 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む)であること ○ 事業所基準 イ 病院、診療所又は訪問看護ステーション(以下「訪問看護ステーション等」という)との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提 	

		## とねて ト 5 計明 1 ※ 6 誰 た 行 5 口味 た 東 計 明 毛 誰 っ 二
		供されるよう訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステ
		ーション等と調整していること
		ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用
		者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、
		同意を得ていること
		ハ 看取りに関する職員研修を行っていること
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44	・介護福祉士の有資格者を全体の 60%以上配置、又は勤続 10
リーころ症ਲ体制強化加昇(1)	44	年以上介護福祉士の配置割合が 25%以上の場合
		・介護福祉士の有資格者を全体の 40%以上配置、又は介護福
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	36	祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の
		配置割合が 60%の場合
	12	・介護福祉士の有資格者を全体の 30%以上配置、又は介護福
12 - 22 - 12 /11 /1- (b) 17/2 /1 - 1- (b)		祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		配置割合が 50%の場合
		若しくは、勤続7年以上の者を30%配置した場合
		・一定基準に適合している介護職員賃金改善等を実施している
介護職員処遇改善加算 I		事業所が利用者に対し、サービスを行った場合、利用総単位
		数の 1,000 分の 100 に相当する単位数を加算
		・上記と同様であるが、算定要件若干不足の為、算定する総単
介護職員処遇改善加算Ⅱ		
		位数の 1,000 分の 94 の単位数を加算
 介護職員処遇改善加算Ⅲ		・上記と同様であるが、算定要件若干不足の為、算定する総単
刀 咳吸尽 ペピリン 音が H		位数の 1,000 分の 79 の単位数を加算

*事業所と同一建物、同一敷地内建物等の利用者にサービスを行なう場合等は所定単位数 の減算を行ないます。

(2) 介護保険適用外のサービス

種 類	内 容	料金
		・京丹後市峰山町、網野町(木津・浜詰
子/3 曲	通常実施する地域外の交通費。	を除く)、豊岡市 (200円)
交通費		· 京丹後市大宮町、丹後町、弥栄町、
		その他の地域 (300円)
複写物	・サービス実施記録等のコピーを希望さ	・1枚につき 10円
後子物	れたときは、お渡しします。	- 1 仪につき 10円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 0772-83-2111)

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	利用料金の 50%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	利用料金の100%

(4) その他

利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。

(5) 利用料の支払方法

前記 (1) ~ (4) までの料金・費用は、1 カ月分をまとめて計算しご請求しますので、いずれかの方法でお支払い下さい。

- ①金融機関自動振替の場合
 - ・請求書発行日の月末に振替先口座(京都銀行・京都北都信用金庫・京都農業協同組合・但馬信用金庫)より引き落しさせていただきます。
- ②金融機関振込みの場合
 - ・請求書発行日から月末までに下記口座へお振込み下さい。

京都北都信用金庫 久美浜支店 普通預金 NO.0977564 社会福祉法人 太陽福祉会 理事長 鹿野 勇

4 サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス実施時の留意点については以下のとおりです。
 - ① 定められた業務以外の禁止
 - ・契約者は「当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
 - ② 訪問入浴サービスの実施に関する指示・命令
 - ・入浴サービスに関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問入浴サービスの実施にあたって契約者の事情・意向に十分に配慮するものとします。
 - ③ 備品等の使用
 - ・訪問入浴サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、介護職員等が事業所に連絡する場合電話等も 使用させていただく場合があります。

④サービス内容の変更

・サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合は、事業者は、 変更したサービス内容に応じたサービス利用料金を請求します。

⑤指定訪問入浴介護等の提供に際して

- ・サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・指定訪問入浴介護等の提供を行う従業者は、サービスの提供において常に社会 人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、 利用者及びその家族等から提示を求められたときには提示します。
- ・あらかじめ主治医等から入浴の可否及び入浴における留意点等を確認します。
- ・1回の訪問入浴介護においては、看護職員1人と介護職員2人で行いますが、入 浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、 主治医の意見を確認したうえで、看護職員に代えて介護職員を充てることがでま す。

(2) サービスの終了

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合
 - ・サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合 があります。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

- ・以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護・要支援認定区分が、非該 当(自立)と認定された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、 利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が 破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終 了することができます。
- ・利用者が、サービス料金の支払いを3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、又は利用者や家族等が当事業所又は当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- 5 当事業所の訪問入浴サービスの特徴等
- (1) 運営方針については、以下のとおりです。
 - ①事業所の看護職員又は介護職員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体を清潔に保ち、心身機能の維持等を図るものとする。
 - ②事業は、要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身機能の状態 に応じて適切に行われるとともに、主治医や協力医療機関などの医療機関との連携 に十分配慮して行うものとする。
 - ③事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - ④事業の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公平中立に行うものとする。

(2) その他、研修等

事	項	有無	備	考
男性介護	職員の有無	有		
従業員への	研修の実施	有		
個人情報の) 使用同意書	有	守秘義務を遵守します	

6 緊急時の対応方法

- (1) 従業者は、指定訪問入浴介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- (2) 従業者は、前項の措置を講じた場合は、管理者及び関係機関に速やかに報告します。

7 事故発生時の対応方法

- (1) 事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員及び市町村等の関係機関へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録します。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

9 守秘の保持

- (1) 事業所の職員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。なお、退職後もその義務が継続する。
- (2) 退職後であって従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべく 旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 10 相談・苦情の窓口

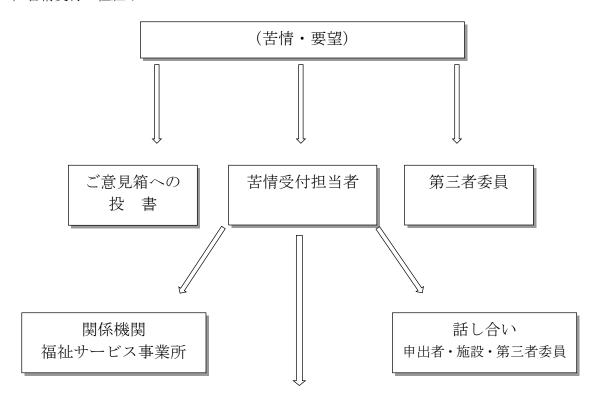
(1) 当施設

	窓口担当者 宮本 浩	± 		
	ご利用時間 毎日午前9時~午後6時			
水 車 茶 史 之 利 田 扣 秋 今	$(\bar{\pi}$	当事業所の休日以外)		
当事業所ご利用相談室 	ご利用方法 電話 (772-83-2111		
	面接	上記窓口担当者		
	苦情箱	(受付に設置)		

(2) 行政機関その他苦情受付機関

京丹後市 健康長寿福祉部 長寿福祉課	所 在 地 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691 電 話 0772-69-0330 FAX 0772-62-1156 受付時間 午前8時30分~午後5時15分 (土・日・祝日は除く)
京都府国民健康保険団体連合会	所 在 地 〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内 電 話 075-354-9090 F A X 075-354-9055 受付時間 午前9時00分~午後5時00分 (土・日・祝日は除く)

(3) 苦情受付の仕組み



回答・改善

- 1. 申出者 (ご利用者・ご家族) に、ご返答させていただきます。
- 2. ご了解を得て第三者委員にご報告いたします。

(個人情報保護・守秘義務厳守いたします。)

11 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 太陽福祉会
代表者役職・氏名	理事長 鹿野 勇
所 在 地	京都府京丹後市久美浜町湊宮467番地の60
電 話 番 号	0772-83-2111
	1 特別養護老人ホームの経営
	2 軽費老人ホームの経営
	3 老人デイサービス事業の経営
定款の目的に定め	4 老人短期入所事業の経営
る 事 業	5 老人居宅介護等事業の経営
	6 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
	7 小規模多機能型居宅介護事業の経営
	8 障害福祉サービス事業の経営

 \mathcal{O}

訪問入浴サービス Terme のご利用を申し込まれるにあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者			
所 在	地	京都府京丹後市久美浜町湊宮467番地	か60
名	称	訪問入浴サービス Terme	
説明者	氏名		印
		業者から重要事項の説明を受け、訪問入浴 D徴収に関して同意しました。	サービス Terme
利用者			
住	所	京都府京丹後市久美浜町	
氏	名		印
利用者が、署名出来るの署名を代行しました。		利用者本人の意思を確認の上、私が利用を	者に代わって、
署名代行者			
住	所	京都府京丹後市久美浜町	
氏	名		印
(利用者	との関係	(
身元引受人			
住	所	京都府京丹後市久美浜町	
氏	名		印
(利用者	との続権		